

越前市文化芸術及び科学技術活動全国大会等出場激励費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術及び科学技術の分野において、国民文化祭又は全国大会（中部地区以上の規模で開催される国内における最上位の大会を含む。以下これらを「全国大会等」という。）に出場する個人又は団体に対する激励費（以下「激励費」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、県予選その他の選考を経て全国大会等に出場（美術部門等における出品に伴う会場視察等のみを行なうものを除く。以下同じ。）する個人又は団体であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、予算の範囲内において激励費を交付するものとする。

- (1) 市内に在住する個人又は市内に活動の本拠を置く団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が適当と認めた者

2 前項の規定による激励費の交付は、次の各号のいずれかに該当する大会に出場する場合に限るものとする。

- (1) 国民文化祭
- (2) 文化芸術及び科学技術分野における全国大会等（特定の流派、会派等が主催する大会、特定の会員等（学校の児童・生徒を除く。）に限られる大会及び営利を目的とする法人等のみにより開催される大会を除く。）

(激励費の額)

第3条 激励費の額は、別表のとおりとする。

(交付手続)

第4条 激励費の交付を受けようとするもの（団体の場合にあっては、その代表者。以下この項において「申請者」という。）は、越前市文化芸術及び科学技術活動全国大会等出場激励費全国大会等出場決定報告兼激励費交付申請書（別記様式）に次に掲げる資料を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 出場する大会の開催要項
- (2) 選考の結果（地区大会、県大会等における成績等をいう。）その他全国大会等への出場が決定していることが分かる資料

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、その内容を審査し、激励費の交付が適当と認められるときは、当該申請者に対し、激励費を交付するものとする。

3 前項の規定により激励費の交付を受けた申請者は、出場した全国大会等の終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(激励費の返還)

第5条 市長は、激励費の交付後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、越前市補

助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）第19条及び第20条の規定に基づき、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 大会が中止となったとき。
- (2) 大会への参加を中止したとき。(ただし、自己の責めに帰することのできない事由によって参加を中止したときを除く。)
- (3) 不正の行為により激励費の交付を受けたとき。
- (4) 市の信用を著しく傷つけたとき。
- (5) その他激励費の目的に反すると認められたとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

個人		8, 000円
団体	2人以上7人以下の団体	15, 000円
	8人以上14人以下の団体	30, 000円
	15人以上の団体	50, 000円

備考 団体の人数は、団員のほか、大会に出場する指揮者及び伴奏者を含み、指導者、介助員、調律者、保護者等を含まない。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。